

下野市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定方針

令和6年2月

下野市

下野市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定方針

1 策定の目的

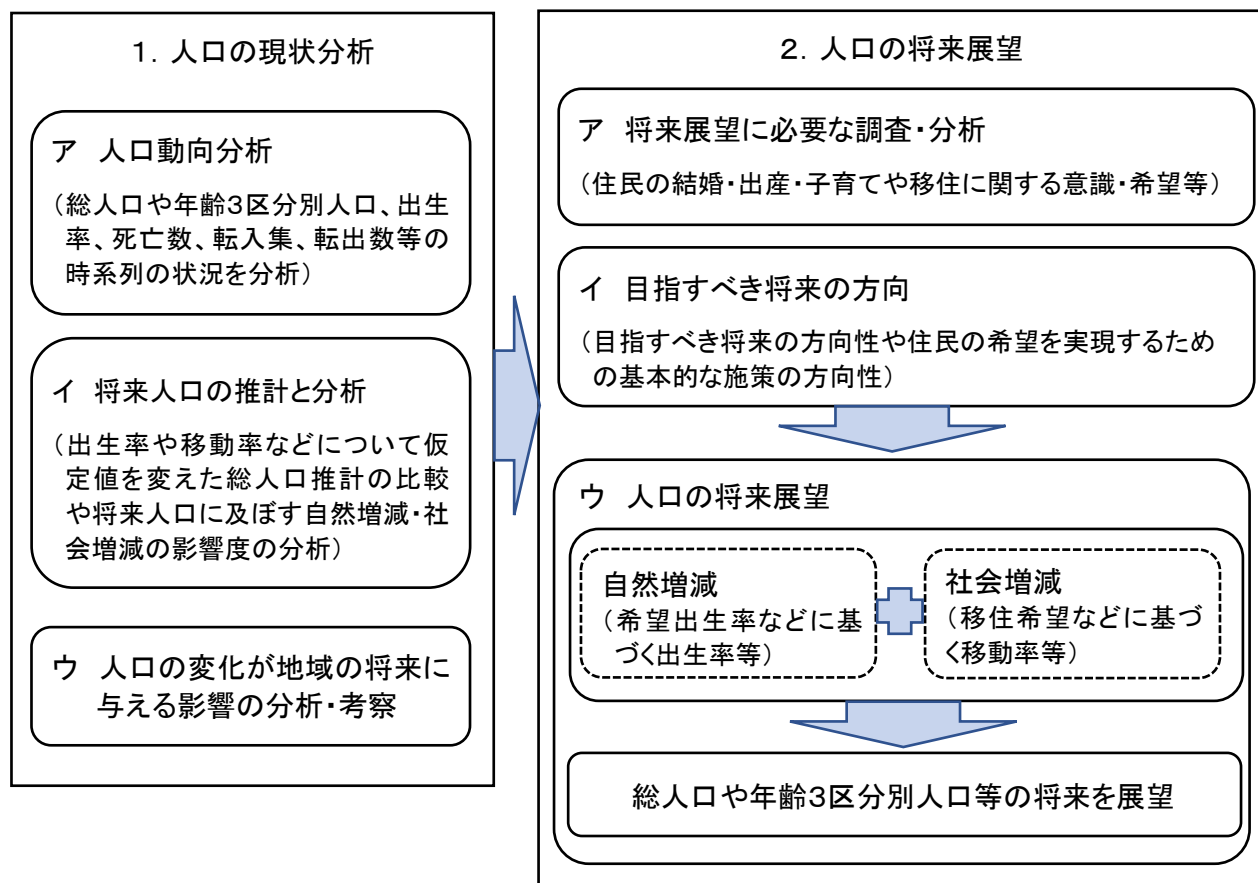
本市では、人口減少、少子高齢化等の社会課題に対し、活力ある地域社会をつくるため、まち・ひと・しごと創生法に基づき「下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の各種取組を推進している。

令和7年度に「第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が満了を迎えることから、地域課題解決や魅力向上のためにこれまで実施してきた様々な取組の成果を踏まえて、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、その実現に向けてデジタルの力を活用しながら取組むため「下野市デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「総合戦略」）を策定する。

2 策定の内容

(1) 人口ビジョン

本市の人口動向、将来推計及び人口の変化が地域の将来に与える影響を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「下野市人口ビジョン」を改訂する。改訂に当たっては、人口の現状及び将来の見通しを示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（2024年改訂予定）を勘案するものとする。対象期間は、国の長期ビジョンの期間を基本とする。



(2) 総合戦略

人口ビジョンを踏まえ、地方創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に、今後5か年（令和8年度～12年度）の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す戦略を策定する。

3 総合戦略の方向性

(1) 地域ビジョン（目指すべき理想像）の構築

第三次下野市総合計画前期基本計画と連携し、地域において抱える社会課題の解決を図るため、地域ビジョンを再構築する。

(2) 基本目標

策定する人口ビジョンを踏まえた上で、地域の実情に応じながら、国の総合戦略が定める政策分野を勘案し、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定する。

【国の総合戦略が定める政策分野】

- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる

(3) 講ずべき施策に関する基本的方向

(1) に定める目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向性を記載する。

(4) 具体的な施策と客観的な指標

(2) に定める施策の基本的方向性に沿って、具体的な施策を記載する。

併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに客観的な重要業績評価指標（KPI）※¹を設定する。

※¹ 重要業績評価指標（KPI）：Key Performance Indicator の略称。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

4 総合戦略の構成

まち・ひと・しごと創生法第10条第2項の規定により次のとおりとする。

(例)

《本市の地域ビジョン（目指すべき理想像）》

本市は、〇〇〇〇〇〇〇〇として、〇〇〇〇〇の実現を目指します。

《目標》本市への人の流れをつくる

- 数値目標**
- ・「転職なき移住」の推進による人口の社会増：5年間で〇〇人増加
 - ・市外への転出者数：5年間で〇〇人減少

《基本的方向》

- 地方移住への関心の高まりや住む場所に捉われない働き方の一定の浸透を好機と捉え、オンラインも活用した移住セミナーの開催等による地域の魅力発信を行うとともに、どこでも同じように仕事ができるよう必要な環境整備を推進し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材を受け入れ、本市への移住を推進する。
- 進学・就職を機に、将来の地域の担い手となる若者の市外への転出者数が多くなることを踏まえ、市内の産業や企業等の魅力を高めることにより雇用を創出し、地域への定着を図る。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

(ア) 本市への移住の推進

①UIJターンによる起業・就業者創出

オンラインも活用した移住相談対応の実施や移住セミナーの開催、SNS等により移住希望者に向けて情報発信を行い、移住者数の増加を図る。

重要業績評価指標（KPI）：本市相談窓口を通じた移住者数
〇〇人（5か年分の累計）

（具体的な事業）・移住・交流相談促進事業・〇〇〇〇事業

②テレワーク環境の整備

サテライトオフィスの整備を行うとともに、当該施設の利用促進に向けた情報発信を行う。

重要業績評価指標（KPI）：サテライトオフィスの稼働率：〇%

（具体的な事業）・サテライトオフィス整備事業・〇〇〇〇事業

(イ) 本市への定着の促進

①市内の農産業等の魅力向上

産学官で連携し、人材育成や地域の課題解決に取り組むとともに、インターンシップや市内産業や企業の魅力の発信・マッチングを実施することで、本市の魅力向上を図る。

重要業績評価指標（KPI）：市内高校・大学卒業生の市内就職率〇%

（具体的な事業）・産学官連携推進事業・〇〇〇〇事業

5 策定体制（令和6年4月改定）

《庁外組織》

総合戦略の方向性や具体的な施策・事業案について意見等を聴取する。

下野市総合計画審議会

市議会選出委員、教育委員、農業委員、商工会、大学、金融機関、労働団体、メディア、土業、子育て団体、その他の学識経験者、公募委員



《庁内組織》

総合戦略の具体的な施策の検討を行う。

下野市地方創生推進本部

本部長：市長

副本部長：副市長

本部委員：教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者、教育次長



専門部会

総合政策課、市民協働推進課、総務人事課、財政課、安全安心課、市民課、環境課、社会福祉課、子育て応援課、こども家庭センター、高齢福祉課、健康増進課、農政課、商工観光課、都市政策課、管理保全課、整備課、企業経営課、上下水道課、教育総務課、学校教育課、生涯学習文化課、文化財課、スポーツ振興課

6 効果の検証・見直し

毎年度、下野市地方創生推進本部設置要綱に基づく内部組織「下野市地方創生推進本部」において、総合戦略で設定した基本目標の数値目標及び具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証する。また、下野市総合計画審議会条例に基づく外部組織「下野市総合計画審議会」において、進捗状況及び施策の数値目標等についての効果・成果等客観的な検証を行う。これらの検証・評価により、必要に応じて計画の見直しを行う。

7 総合計画との関係

総合戦略はデジタルの力を活用した地方創生を目的とする本市の戦略であることから、総合戦略の取組を第三次下野市総合計画基本構想を基に策定される前期基本計画（令和8年度～12年度）の重点戦略に位置づけ、連携して取組を進める。

8 策定スケジュール

令和7年度に地方創生推進本部会議及び専門部会議を開催するとともに、第三次下野市総合計画策定に併せ、総合計画審議会を開催する。

○まち・ひと・しごと創生法（抄）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条（略）

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 （略）